

住宅改修事業者 御中

熊本市 健康福祉局
高齢者支援部 介護保険課長

介護保険住宅改修費の支給にかかる施工費の算定について（通知）

平素より、本市介護保険事業の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
介護保険住宅改修費の支給にかかる施工費につきまして、取り扱いを変更することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 施工費について

（現 行）1 人工あたり 15,000 円～16,500 円 を算定基準額（上限）としている。

（改定後）1 人工あたりの算定基準額（上限）を公共工事設計労務単価の大工職の金額（R7 年度は 28,400 円）に準じる。

2. 変更開始日

令和7年(2025年)4月1日改定とし、以降に事前申請を受け付ける案件から変更の対象とする。

なお、翌年以降は、毎年4月1日を改定日とし、同日時点で定められている公共工事設計労務単価を算定基準額として、当該年度における単価とし、同日以降に受付を行う事前申請分から適用する。

3. 注意点

- ・当該単価はあくまで算定基準額の上限額となりますので、これを下回る金額でも問題ありません。
- ・作業にかかる時間（人工）の考え方についての変更はありません。

【お問い合わせ】

熊本市健康福祉局高齢者支援部
介護保険課 認定給付班
電話：096-328-2347